教保第１４２６号

令和３年６月１日

市町村教育委員会

学校安全主管課長　様

学校教育指導主管課長　様

大　阪　府　教　育　庁

教育振興室保健体育課長

市町村教育室小中学校課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等

を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナ

ウイルス感染症への対応に関する留意事項について

　この度、別添のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、標記について通知がありました。

　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24 年法律第31 号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」の期間及び、法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき期間が令和３年６月20 日まで延長され、これらの措置に伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、変更されました趣旨をご理解の上、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について理解を深めていただくとともに、このたび別添の通知に追記された下記の点に留意し、適切な対応が行われるよう、貴所管学校園に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

○「１　感染症対策の徹底」への追記

　　　（学校の教育活動を支える関連施設を含めた教職員等の健康管理について）

○「４　運動時のマスク着用」の新規追加

○「５　変更後の対処方針」（関連する記載の抜粋）への追記等

　（「三　新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の「（２）サーベイランス・情報収集」の変更）

|  |
| --- |
| 【連絡先】◯保健指導・衛生管理に関すること　　保健体育課　保健・給食グループ　　　　　　06-6944-9365◯体育・部活動に関すること保健体育課　競技スポーツグループ　　　06-6944-6904◯教育活動に関すること　　小中学校課　学事グループ　　　　　　　　06-6944-6886 |